現在の指定ごみ袋（炭化ごみ・一般ごみ・紙おむつ専用）の販売と使用について

問 住民生活課生活環境グループ環境生活係　℡2・1615　防2・1614

指定ごみ袋の販売時期などについて

令和9年4月からごみ処理区分が「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に変更となり、新たな指定ごみ袋を使用することとなります。現在の指定ごみ袋（炭化ごみ、一般ごみ、紙おむつ専用）は、必要な分を計画的に購入し、令和9年3月31日までに使い切っていただきますようお願いします。

袋を余らせることなく計画的に使用していただけるよう、令和8年12月から1枚単位での販売を予定しています。令和9年3月中に現在の指定ごみ袋が不足した場合は、役場住民生活課生活環境グループへご相談ください。

また、現在の指定ごみ袋を使用できるのは、令和9年3月31日に収集対象となる地域のごみまでです。令和9年4月以降は、現在の指定ごみ袋は使用できませんので、余った分は、資源ごみなどの袋としてご活用ください。

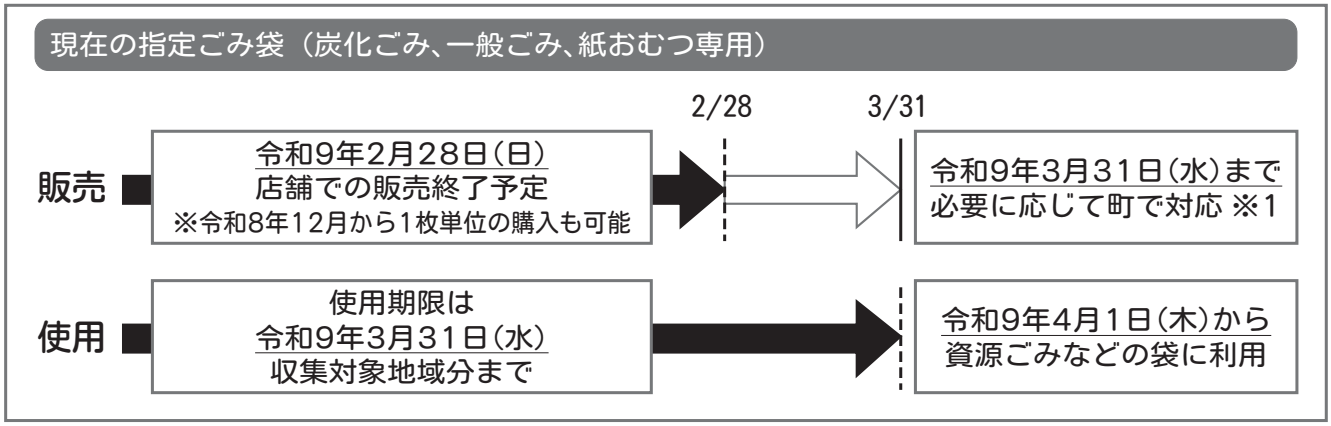

※1 販売終了後、最終収集日までに現在の指定ごみ袋が必要になった場合は、役場住民生活課生活環境グループまでご相談ください。（℡2・1615）

年金窓口から

住民生活課 生活環境グループ 戸籍年金係 ℡2・1613 防2・1614

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際に提出する申告書に、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付することが義務付けられています。

国民年金保険料を納付した時期によって、次のとおり控除証明書の送付される月が異なります。

また、「ねんきんネット」で事前に「電子送付」の希望登録を行った場合は、書面の郵送はありません。

○令和8年1月1日～9月30日までに納付した方は**令和8年10月下旬～11月上旬**に送付

○令和8年10月1日～12月31日までに納付した方は**令和9年2月上旬**に送付

控除証明書に関するお問合せは、次のとおりです。

■**問合せ先**
ねんきん加入者ダイヤル
℡0570・003・004

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

ご自身やご家族の中に、国民年金保険料を納め忘れている方はいませんか。

国民年金保険料の納付は、現金納付のほかスマートフォンの決済アプリ、口座振替での納付が可能です。

口座振替を希望する場合は、役場総合窓口、旭川年金事務所または口座振替を希望する金融機関の窓口にて手続きを行ってください。

マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも申請が可能です。

納付書を紛失するなどして再交付を希望される場合は、ねんきんダイヤルへご連絡ください。

■**問合せ先**
ねんきんダイヤル
℡0570・05・1165